

【保険料の率】

保険料の率は、広域連合の区域内では、原則として均一となるように設定します。

* 保険料の率は11月ごろ広域連合議会にて決定される予定です。

【保険料の納め方】

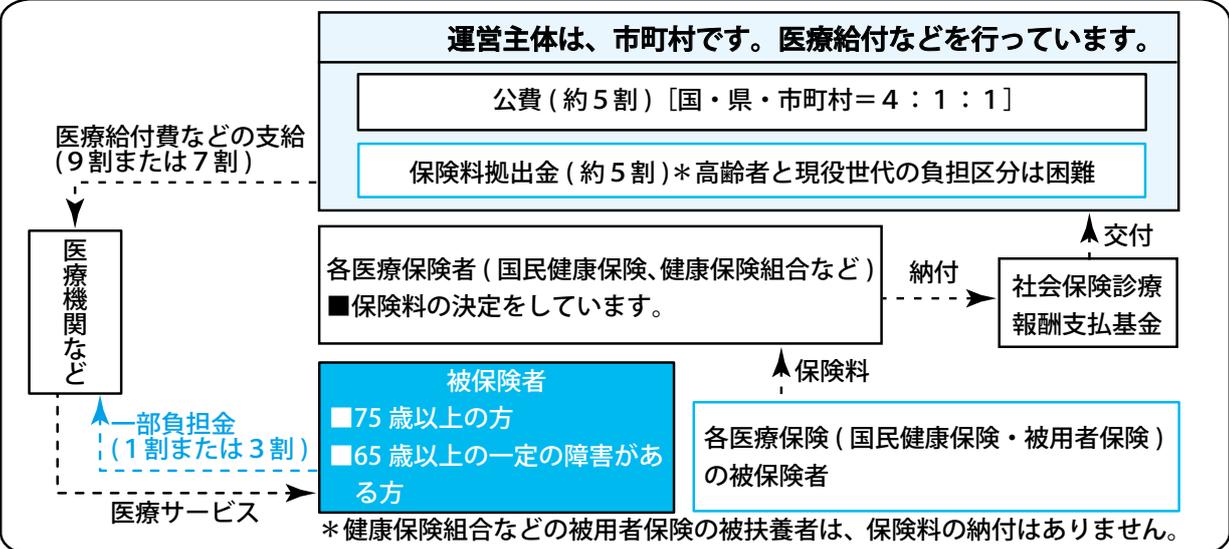
▼ **特別徴収** 年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が徴収(天引き)されます。ただし、介護保険料と合わせた合計徴収額が、年金額の二分の一を超える場合は次の普通徴収となります。

▼ **普通徴収** 特別徴収に該当しない方は、納付書または口座振替などの方法により市に納めていただくこととなります。

【後期高齢者医療制度で受けられる主な給付】

- 療養の給付費(入院、外来の治療費など)
- 入院時食事療養費(入院時の食事)
- 入院時生活療養費(療養病床入院時の食費・居住費)
- 高額療養費(1カ月に支払った自己負担額が限度額を超えたときの給付費)
- 訪問看護療養費(訪問看護を利用したときの利用料)
- 療養費(装具の購入費など)
- 移送費(緊急の入院や転院のときの移送費用)

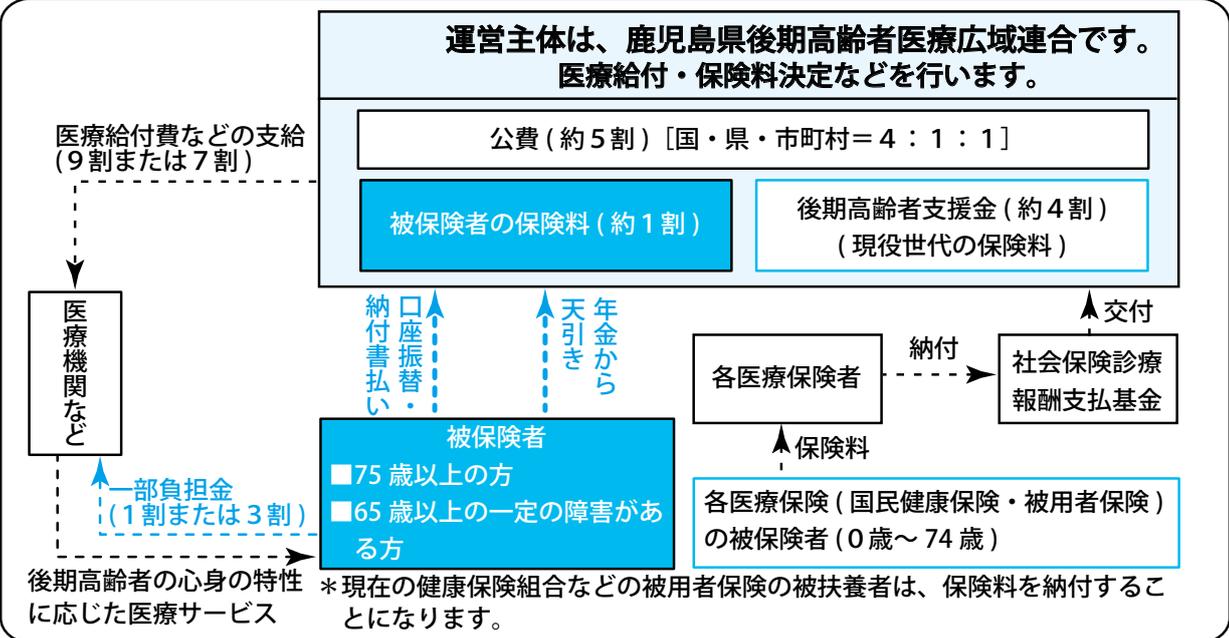
平成 20 年 3 月までは老人保健制度をご利用ください。



これまでの仕組み

平成 20 年 4 月からは…

平成 20 年 4 月からは後期高齢者医療制度が始まります。



これからの仕組み

● 問合せ先 = 本庁国保介護課老人保健グループ(内線2631・2632)